

5月1日から戸籍・住民票の請求には、 窓口での「本人確認」が必要になります

戸籍法および住民基本台帳法が改正され、平成20年5月1日から戸籍および住民票をお取りになる場合は、法律によって身分証明書の提示が必要となります。

また、代理人が委任状を持って戸籍および住民票をお取りになる場合も、委任状の提出および代理で窓口に出頭した方の身分証明書が必要となります。(同一筆跡の委任状はお受けできません)

なお、身分証明書として認められるのは次のとおりとなります。

1枚提示のみで認められるもの

運転免許証・旅券(パスポート)・小型船舶操縦免許証・電気工事士免状・公務員の身分証(写真付き)・外国人登録証明書・写真付き住民基本台帳カードなどの公的機関が発行した写真付きの身分証明書

2枚提示以上で認められるもの

国民健康保険証・健康保険・船員保険もしくは介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・年金証書・写真なし住民基本台帳カード

2枚提示以上で認められるもの

【ただし、に該当するものを複数組み合わせても認められませんので注意願います。(必ず1枚はに該当するものの提示が必要)】

・学生証・法人が発行した身分証(地方公共団体が発行したものを除く)

・国または地方公共団体が発行した写真付きの資格証明書(ただし、1枚提示で認められるものを除く)

たとえば... ・国民健康保険証をお持ちの方は、年金手帳または年金証書を組み合わせのうえ提示

・学生証をお持ちの方は、国民健康保険証を組み合わせのうえ提示

住民基本台帳カードをご利用ください。

お知らせ版4月1日号でお知らせしたとおり、平成20年4月1日から3年間に限り住民基本台帳カードが無償で発行できます。

戸籍または住民票請求の際に写真付き住民基本台帳カードがあれば1枚提示の身分証明書として利用できます。また、平成21年の確定申告におけるe-Tax申請にもご利用いただけます。

お問い合わせ 役場保健福祉課戸籍年金係 ☎ 52 2144

納税証明書の請求は、e-Taxをご利用ください!

国税電子申告・納税システム「e-Tax」で納税証明書を請求し、郵送または税務署窓口で書面の納税証明書が受け取れます。とても便利ですので、ぜひご利用ください。

e-Taxで書面の納税証明書を受け取るメリット

手数料が安価です。1枚370円(通常は400円)。

税務署へ出向かなくても郵送で受け取れます(別途郵送料が必要となります)。

大量の枚数でも税務署窓口ですぐに受け取れます。

e-Taxでは、更に便利な電子納税証明書の取得も可能です(電子納税証明書は提出先に受入れ可能か確認する必要があります)。

電子納税証明書の3つの便利

オンライン申請・受領・・・インターネットで交付請求・取得。

何度でもダウンロード可能・・・有効期間内であれば、何度でもダウンロード可能。

手数料が安価・・・通常の発行手数料(400円)に比べて手数料が安価(370円)。

ダウンロードした電子納税証明書(電子データ)はコピー可能で、複数の提出先に提出する場合でも1枚分の手数料のみとなります。

詳しくは、富良野税務署(☎ 22 2144)にお問い合わせください。